

令和6年度  
死因究明拠点整備モデル事業の実施結果について  
(京都府、大阪府、東京医科大学、旭川医科大学)

厚生労働省 医政局医事課  
死因究明等企画調査室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

## 【目次】

- [死因究明拠点整備モデル事業の概要](#) 2
- [各実施主体における実施体制について](#) 3
- [各実施主体の事業開始前の課題および実施結果](#) 4
- [各実施主体の事業成果および今後の課題](#) 5
- [各実施主体の関係者との調整方法について](#) 6、7

## (参考資料)

- [京都府](#) 8、9
- [大阪府](#) 10
- [東京医科大学](#) 11
- [旭川医科大学](#) 12

# 死因究明拠点整備モデル事業の概要

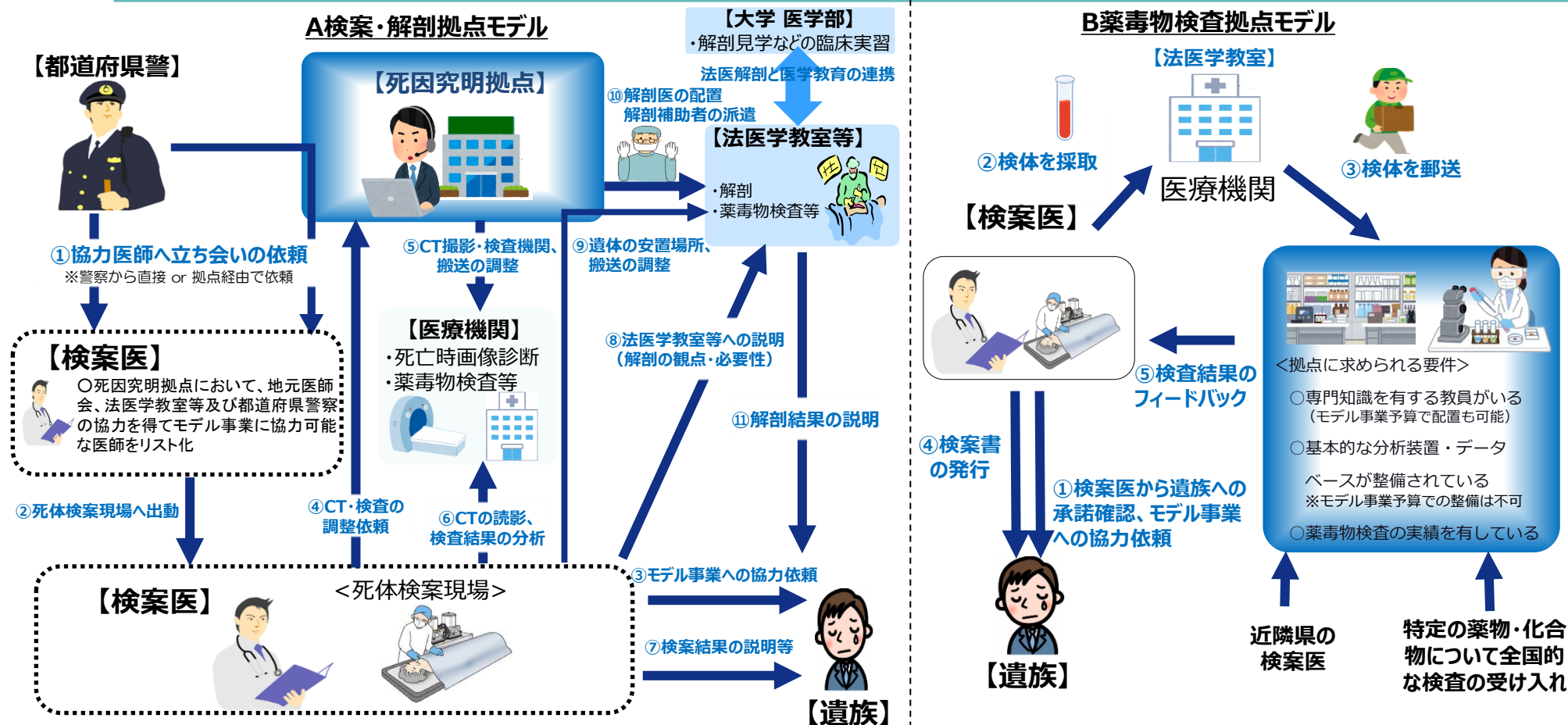
## 目的

死因究明等の実施に係る体制の充実強化は喫緊の課題となっており、死因究明等推進計画において、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上・増進等に活用される体制が構築されるよう必要な協力を行うこととされている。そのため、各地域において、公衆衛生の向上を目的とした解剖・検査等が適切に実施されるよう、死因究明等の体制整備の先導的なモデルとして、検案・解剖拠点モデル、薬毒物検査拠点モデルを形成することを目的とする。

## 事業内容

地方公共団体や大学法医学教室等への委託により、各地域の状況に応じた死因究明体制として、**A検案(※1)・解剖(※2)拠点モデル**、**B薬毒物検査拠点モデル**を整備する。拠点整備の成果は、今後自治体向けのマニュアル等に反映し、横展開を図る。

(※1)…医師が死因等を判定するために死体の外表を検査すること。(※2)…死体解剖保存法第7条に規定する医師等が遺族に承諾を得て行う承諾解剖を指す。



# 各実施主体における実施体制について

## 検案・解剖拠点モデル

### 京都府

京都府立医科大学

| 職種         | 人数 |
|------------|----|
| 医師         | 3  |
| 歯科医師       | 2  |
| 臨床検査技師     | 1  |
| 一般事務       | 1  |
| その他（解剖補助）  | 4  |
| 看護師        | 3  |
| その他（薬毒物分析） | 1  |
| 合計         | 15 |

協力検案医：33人

### 大阪府

協力医療機関①

| 職種      | 人数 |
|---------|----|
| 診療放射線技師 | 2  |
| 一般事務    | 3  |
| 合計      | 5  |

協力医療機関②

| 職種   | 人数 |
|------|----|
| 一般事務 | 4  |
| 合計   | 4  |

協力検案医：1人

### 東京医科大学

東京医科大学

| 職種     | 人数 |
|--------|----|
| 医師     | 1  |
| 臨床検査技師 | 2  |
| 一般事務   | 1  |
| 合計     | 4  |

協力検案医：0人

## 薬毒物検査拠点モデル

### 旭川医科大学

旭川医科大学

| 職種     | 人数 |
|--------|----|
| 医師     | 3  |
| 薬剤師    | 3  |
| 臨床検査技師 | 1  |
| 一般事務   | 5  |
| 合計     | 12 |

協力検案医：11人

# 各実施主体の事業開始前の課題および実施結果

## 検案・解剖拠点モデル

| 実施主体   | 課題   | 実施結果  |
|--------|--|---|
| 京都府    | <ul style="list-style-type: none"> <li>モデル事業開始前には、警察が事件性なしと判断した遺体は一部で死後CT検査が行われていたが、多くの遺体に対して検案医は外表所見のみで死因を判定するしかなかった。</li> <li>検案医と解剖執刀医との間で、直接情報共有することがなかった。</li> <li>一般市民の「死因究明」や「承諾解剖」の認知が必ずしも十分ではなかった。</li> </ul>   | 解剖：15<br>解剖と同時に実施した検査<br>死亡時画像診断：15      薬毒物検査：15<br>血液生化学検査：10      組織学的検査：15<br>その他検査：2 |
| 大阪府    | <ul style="list-style-type: none"> <li>解剖や死亡時画像診断や薬毒物検査への理解が十分ではない検案医もおり、協力を得ることが難しかった。</li> <li>死因究明の向上に資する研修を実施してきたものの、全ての臨床医に対し、死後のCT撮影の効果について理解を得るところまでには至っていない。</li> </ul>  | 死亡時画像診断：4   |
| 東京医科大学 | <ul style="list-style-type: none"> <li>東京都23区外（多摩地域）の承諾解剖は年間1,000件以上と非常に多いが、現状2施設で対応しており、必要な承諾解剖を実施することが、今後困難になることが懸念されている。</li> <li>東京医科大学では、法医解剖が中断しており、再開に向けた体制構築が必要であった。</li> <li>東京都多摩地域における法医解剖を開始するため、関係機関との調整が必要であった。</li> <li>東京医科大学八王子医療センター内の法医解剖棟が修繕・整備中であった。</li> </ul> | 解剖実施体制を構築するため<br>・解剖補助、病理標本作製を行う臨床検査技師2名の雇用<br>・解剖室の修繕                                    |

## 薬毒物検査拠点モデル

| 実施主体   | 課題  | 実施結果         |
|--------|---|--------------|
| 旭川医科大学 | <ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪性がないと判断される事例でも、公衆衛生の観点から薬毒物検査を必要とした場合に検査を依頼できる機関が求められていた。</li> <li>広い北海道全体から効率的に試料を分析拠点に集約する方法を整える必要があった。</li> <li>地域の関係者（警察・検視官・検案医・医師会等）との調整が必要で、全道的な協力体制の形成が課題だった。</li> </ul> | 薬毒物検査実施件数：37 |

# 各実施主体の事業成果および今後の課題

## 検案・解剖拠点モデル

| 実施主体   | 事業成果  | 今後の課題  |
|--------|---|--|
| 京都府    | <ul style="list-style-type: none"> <li>承諾解剖を行ったことで、外因死が確認された事例や、医療関連死の見落としが示唆される事例があり、解剖によって死因を適切に把握できることが改めて示唆された。</li> <li>看護師による遺族ケアや遺族会、市民向けシンポジウムなどを通して、遺族支援や承諾解剖の理解促進につながった。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>京都府北部のように地域によっては解剖実施拠点から距離があり、遺体搬送の手配が難しく、ご遺族の負担も大きい。</li> <li>検案医がご遺族へ直接承諾解剖の説明ができない場合、警察職員が説明や承諾取得を担う場面もあり、その扱いについて検討が求められる。</li> <li>一方で、承諾解剖の実施に関して、検案医に決定権がないとの声があり、運用上の調整が課題として見えてきた。</li> <li>今後は、承諾解剖の必要性を判断し遺族に説明できる検案医の養成や、遺族ケアのためのコーディネーターや臨床宗教師との役割・連携の見直し、承諾解剖の社会への定着を進める必要がある。</li> </ul> |
| 大阪府    | <ul style="list-style-type: none"> <li>遺族からの死因に関する疑問に丁寧に対応できた。</li> <li>新たな協力医療機関において、死亡時画像診断を実施。</li> <li>府内の死亡時画像診断の実施体制の均てん化に寄与。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>モデル地域の選定には、所轄警察署や検案医との調整が不可欠で、合意形成に時間を要した。</li> <li>検案医は開業医として多忙な場合が多く、新しい取り組みへの対応が難しい場面があった。</li> <li>今後は、府民へのわかりやすい普及啓発を進めながら、本モデル事業の知見も踏まえ、死因究明拠点整備のあり方や「大阪府死因究明等推進計画」の改訂を検討する。</li> </ul>   |
| 東京医科大学 | <ul style="list-style-type: none"> <li>法医解剖を実施するうえで中心となる人材2名を確保し、解剖実施体制の構築に向けた準備が進んだ。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>今後は、多摩地域の承諾解剖・死体検案への早期参入を目指し、人材育成、地域医師会との連携、有用なデータベース整備など、体制づくりを進めていく。</li> </ul>   |

## 薬毒物検査拠点モデル

| 実施主体   | 事業成果   | 今後の課題   |
|--------|--|---|
| 旭川医科大学 | <ul style="list-style-type: none"> <li>警察を介して、検案医と連携し、試料輸送・結果報告する体制が構築された。</li> <li>2事例において、当初薬毒物が関与していないと考えられていたものの、中毒濃度以上の薬物を検出し、死因の変更や解剖実施のきっかけとなった。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>検査内容のチェック方式については、発見状況等に応じて検査が必要な項目を選択するといった意図が伝わらず、全項目にチェックが入るケースがあり、追加説明が必要となった。</li> <li>メールでの結果報告が困難なケースがあり、警察署を通じて電話または対面で結果報告をするなど、報告方法に課題が生じていた。</li> <li>検案医からの依頼件数が少なく、薬物関連死に対する問題意識が十分に認識されていない様子が見られた。</li> <li>今後は、処方薬・常用薬リストの添付依頼による検査精度の向上とともに、検案医の拡充や薬物関連死への理解促進を進める。また、費用負担や分析人材不足への対応を継続的に検討していく。</li> </ul> |

# 各実施主体の関係者との調整方法について①

## 京都府

| 関係者                 | 調整時期   | 調整方法                                      | 調整内容  |
|---------------------|--------|---|---|
| 京都府立医科大学法医学教室       | R6.4   | 自治体担当部局から法医学教室と打合せ（これまで通りの実施で問題ないかを確認・調整） | CTや解剖，その他の各種検査の受入体制について   |
| 警察                  | R6.4   | 警察（検視官室）の担当者との打ち合わせ                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>承諾解剖についての協力依頼</li> <li>検視官室の担当者と承諾解剖の案件が生じたときの流れや互いの役割分担を確認</li> </ul> |
| 警察医会                | R6.4   | 承諾解剖の協力依頼を実施                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>本モデル事業が継続することを説明し、協力を依頼</li> </ul>                                     |
| 葬儀業者                | R6.4～5 | 遺体搬送事業者2社との打ち合わせ                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>運用と費用について調整</li> <li>承諾解剖当日の流れについての確認と調整</li> </ul>                    |
| その他団体（臨床宗教師）        | R6.5   | 龍谷大学、西雲院に協力依頼                             | 臨床宗教師の派遣と遺族ケア会場について協力依頼   |
| その他団体（京都府立医科大学看護学科） | R6.4   | 看護学科教員への協力依頼                              | 承諾解剖当日の遺族および葬儀社対応を協力依頼  |

## 大阪府

| 関係者                 | 調整時期   | 調整方法   | 調整内容  |
|---------------------|--------|--|---|
| 大学法医学教室             | R5.3～5 | <ul style="list-style-type: none"> <li>法医学教室との協議及び依頼</li> <li>大学事務局との協議及び手続きの確認依頼</li> </ul>   | CTや解剖の受入体制について  |
| 警察                  | R6.1～8 | <ul style="list-style-type: none"> <li>大阪府警察本部及び地元警察との協議及び協力依頼</li> <li>地元警察医への事業説明</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>モデル事業実施地域の調整</li> <li>対象警察署との調整及び事業の進め方の確認</li> <li>法医学教室との事業実施についての協議</li> <li>地元警察医への協力依頼</li> </ul> |
| 葬儀業者                | R6.5～8 | 事業内容に説明、手続きの確認   | 事業委託内容の確認   |
| その他団体（死後CT撮影医療機関）   | R6.5～8 | 事業内容に説明、手続きの確認   | 事業委託内容の確認   |
| その他団体（検案書発行手続き医療機関） | R6.5～8 | 事業内容に説明、手続きの確認   | 事業委託内容の確認   |
| その他団体（協力監察医）        | R6.5～8 | 事業内容に説明、手続きの確認   | 事業委託内容の確認   |

## 各実施主体の関係者との調整方法について②

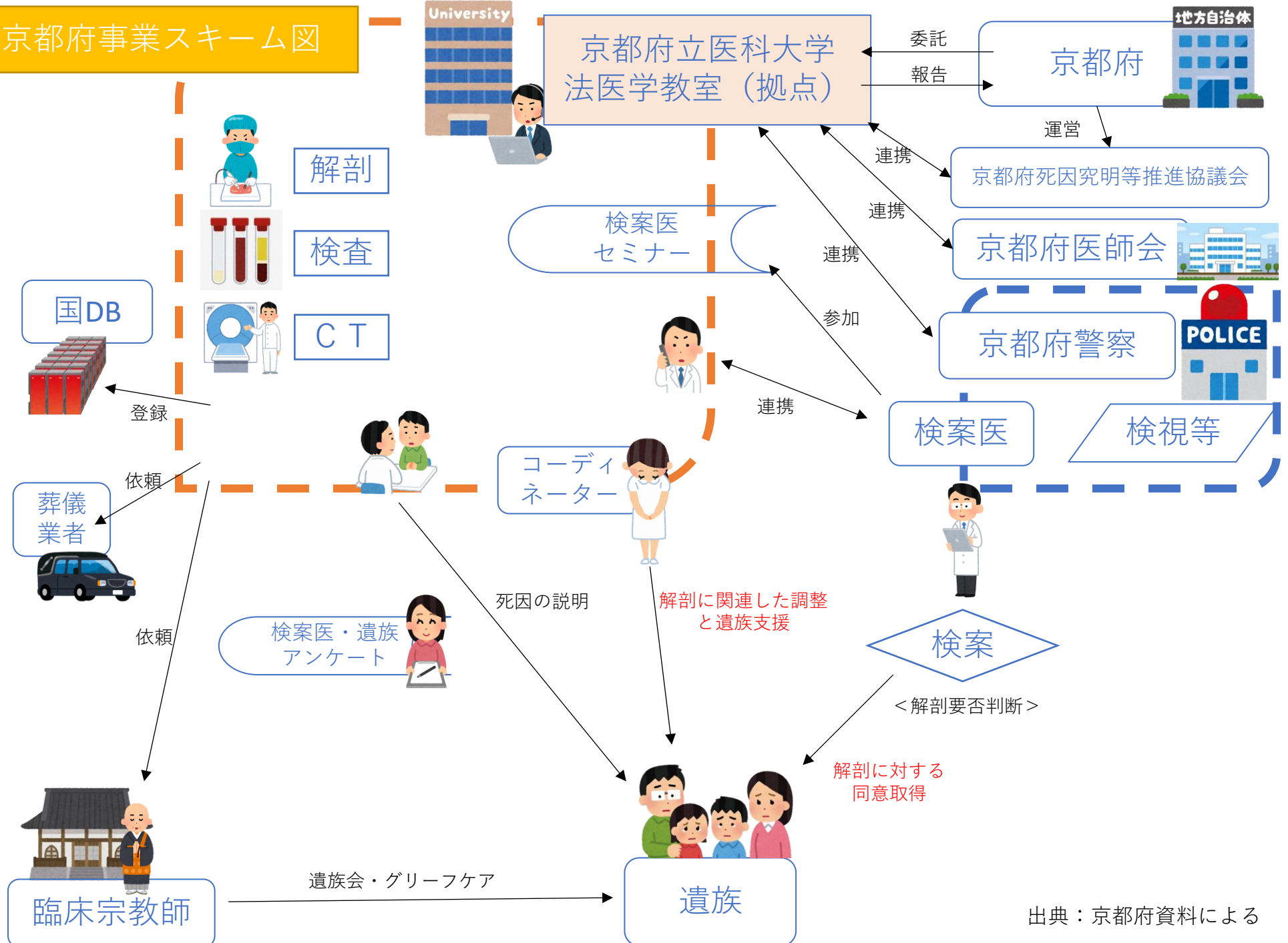
### 東京医科大学

| 関係者                       | 調整時期       | 調整方法            | 調整内容  |
|---------------------------|------------|-----------------|---|
| 東京都保健医療局                  | 随時         | 電話・メールなど        | 多摩地域の承諾解剖受け入れについての意思表示を行った。東京地方検察庁や警視庁との調整状況を説明し、調査法解剖に足を揃えることとなった。   |
| 警察（警視庁）                   | 随時         | 電話・メールなど        | 多摩地域の司法解剖・調査法解剖受け入れについての意思表示を行った。東京地方検察庁や東京都との調整状況を説明し、調査法解剖は司法解剖の実施・実績の上で検討することとなった。                                   |
| 東京地方検察庁                   | 随時         | 電話・メールなど        | 多摩地域の司法解剖受け入れについて意思表示を行った。東京都や警視庁との調整内容を説明した。多摩地域（立川警察署管内）の司法解剖に関して契約締結を行った。  |
| 東京慈恵会医科大学 法医学<br>杏林大学 法医学 | 随時         | メール・対面・<br>電話など | 前年度のうちに多摩地域での法医解剖への参入の意思を伝え、立川警察署管内の法医解剖に加わることで調整していた。その後、東京地検・警視庁・東京都との調整状況をその都度報告し、慈恵医大では行政解剖の実施状況を見学させて頂いている。        |
| 東京医大内部<br>（八王子医療センター）     | 秋頃より<br>随時 | 対面・メールなど        | 検査検体の受け入れが可能か否かを附属病院の中央検査部に打診した。検体提出の容易さから八王子医療センター中央検査部で可能な検査を請け負ってもらえることとなった。また、事務部門に依頼し、遺族説明の部屋を八王子医療センター内に確保してもらった。 |
| 葬儀業者                      |            |                 | 多摩地域の承諾解剖は東京都保健医療局の事業であり、遺体搬送業者の選定・搬送費用の支出は都が行う。東京医大として葬儀業者とは接触していない。   |
| 警察医会                      |            |                 | 承諾解剖の受け入れが決まってから接触することしたが、死体検案に関するパンフレット等を作成して必要時に配付できるよう準備をしておくこととした。  |

### 旭川医科大学

| 関係者            | 調整時期          | 調整方法                                       | 調整内容   |
|----------------|---------------|--|--|
| 地方医師会          | R6.9          | 北海道医師会死因究明部会理事及び事務局と打合せ                    | 事業説明   |
| 警察             | R6.3～4<br>11月 | ・旭川方面本部の検視官と打合せ<br>・遺族の合意の取り方等についての協力体制の構築 | ・検案医の確保や協力について（3月～4月）<br>・全道検視官会議での本事業の紹介（11月） |
| その他団体<br>（北海道） | R6.12         | 令和6年度北海道死因究明等推進地方協議会にZOOMで参加               | 事業説明   |

# 京都府事業スキーム図



出典：京都府資料による

# 京都府（京都府立医科大学） 事業の実施結果について

## 事業開始前の課題

警察が事件性なしと判断した遺体は一部で死後CT検査が行われていたが、多くの遺体に対して検案医は外表所見のみで死因を判定するしかなかった。

## 実施結果

### 解剖：15（令和6年度分）

※解剖と同時に実施した検査

死亡時画像診断：15 薬毒物検査：15 血液生化学検査：10

組織学的検査：15 その他検査：2

## 事業成果

### ✓ 死因究明における解剖の重要性の認識向上

- 承諾解剖の症例の中には、外因死と判明した症例があった。解剖を実施しないと死因を正確に診断できないことが示唆された。
- 医療機関に受診していながらも適切な治療を受けることができず死亡に至ったと考えられるケースもあった。このケースからは、医療関連死の見落としが示唆された。

### ✓ 遺族会等の遺族ケアと市民啓発等

- 解剖当日の遺族ケアとして看護師等の寄り添いを行い、解剖症例がまとまれば、適宜、遺族会を開催し、臨床宗教師の協力のもとグリーフケアに努めた。
- 府民講座を開催し、府民の死因究明制度や法医学解剖に対する意識や認知度の向上を図るとともに、異状死に直面したときの心構えや承諾解剖の利点等について啓発を図った。

### ✓ その他

- 死因究明手段の増加
- 検案医と執刀医の間の直接的な情報共有

## 実施にあたって困難だったこと（今後の課題）

### ✓ 予算確保

- 公衆衛生の向上や安心して暮らせる社会のため、承諾解剖のための財源確保。

### ✓ コーディネーターの活用（警察官、警察検案医の負担軽減）

- 現在は解剖案件が生じてから、解剖実施・実施後（遺体搬送）まで調整や解剖当日の遺族対応、医師からの解剖結果説明時の同席をコーディネーター（看護師）が担っている。医療の専門的知識を有する看護師がコーディネーターが適任だと考えているが、こういった職種や人材が関わるのがより良い遺族支援や対応に貢献できるのかは今後の課題。

### ✓ 警察協力体制の確保（府警体制による事業実施への影響）

- 救急医療センターとの連携を予定していたが、関係部署の対応が煩雑になるため実施できなかった。

### ✓ 協力検案医の確保（日本医師会の死体検案研修会による質の担保）

- 継続学習及び法医学教室の医師等との症例検討の実施が今後の死因究明体制の確立に向けて必要。

### ✓ 公衆衛生目的の解剖の拡大

- 承諾解剖の多くが独居や引きこもりなどが背景にあり、医療にアクセスしていない方々の死因究明実施の体制整備。

### ✓ 遠隔対応（搬送時間、搬送費用）

- 京都府北部（南丹市以北の地域）から、実施拠点（京都府立医科大学）までの距離があるため、遺体搬送会社の手配や送迎の時間調整が困難。

### ✓ その他

- 遺品の管理
- 検視官臨場のない異常死体の取扱

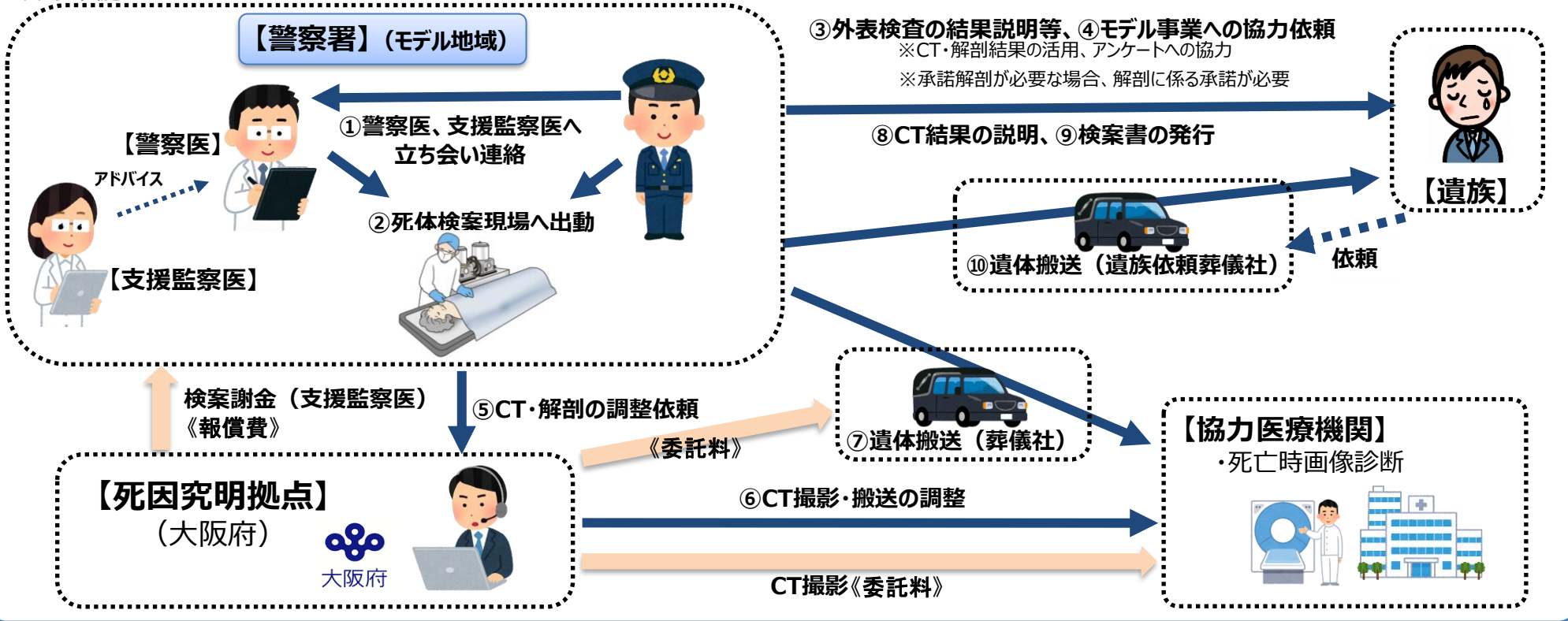
■スケジュール

9月より事業実施。各関係機関との調整は4月から8月にかけて実施。

| R6年度 | 4月           | 5月 | 6月 | 7月                      | 8月        | 9月～R7年3月 |
|------|--------------|----|----|-------------------------|-----------|----------|
| 取組内容 | ●大阪府警察本部との協議 |    |    | ★実施拠点の判断<br>●関係機関との事前協議 | ●関係機関契約手続 | ☆事業開始    |

■事業実施概要

○大阪府が拠点となり府内の協力医療機関でCT撮影を実施した後、モデル地域の警察医（監察医の支援を想定）が読影等実施、検案書を発行。  
○令和4年の実績からも承諾解剖は同意を得ることが厳しかったため、令和6年度事業としては、大阪市内と大阪市外との均てん化の取組として、まずは死後のCT撮影の効果を知っていただくことも目的に実施。



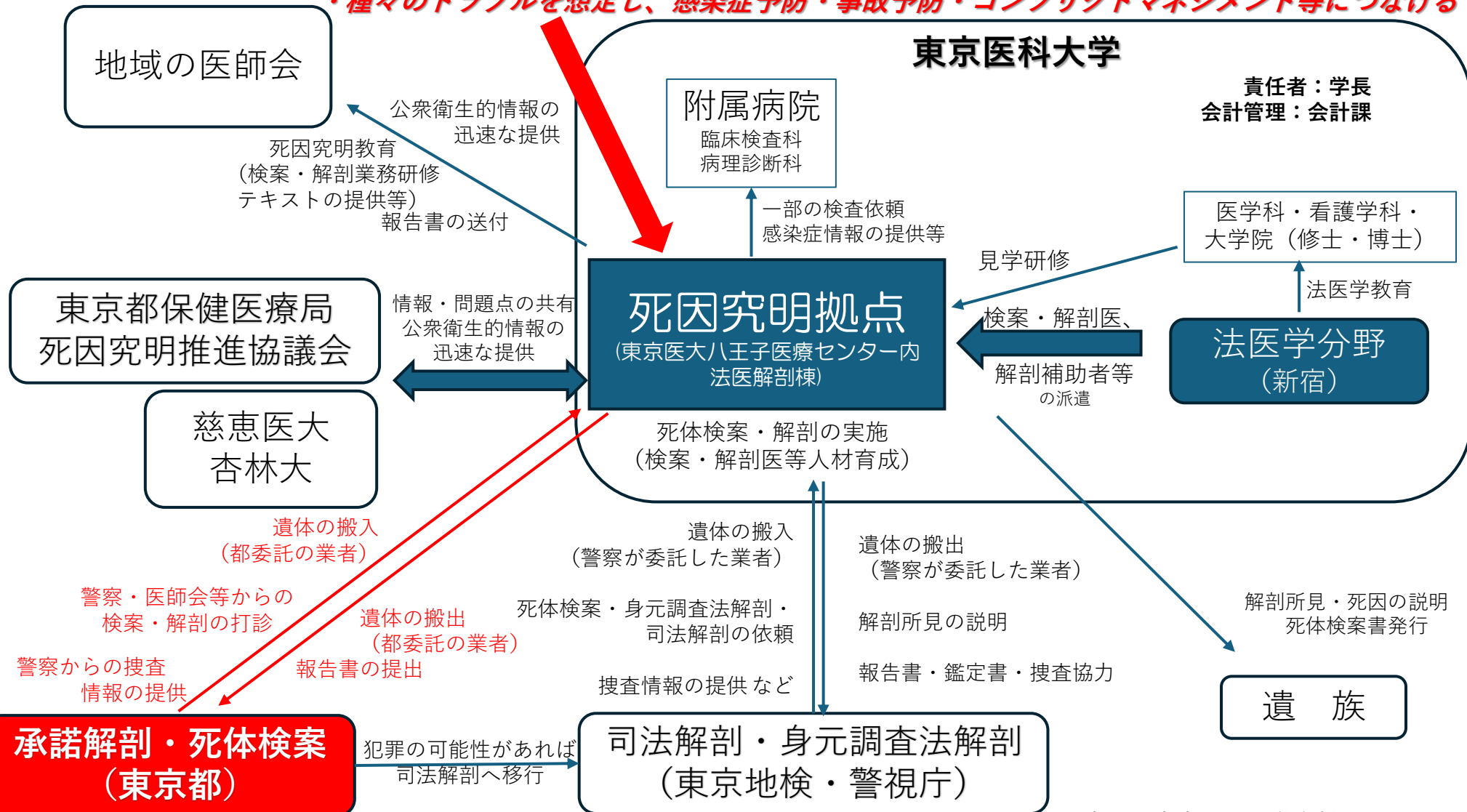
■事業の課題と今後の方針

地元警察医の理解を得ることが難しかった。（死後のCT撮影の効果を認識していない。）  
事業に協力してくれた遺族に対しては、死後のCT撮影に関する理解を得ることができた。  
今後はモデル事業の実施を踏まえた国の動きを注視しつつ、大阪府死因究明等推進計画に基づく取組を進めていく。

# 拠点構築予定図（司法・身元調査法解剖と承諾解剖は切りわかる）

円滑に業務を開始できるよう、

- ・必要な人員の採用、情報管理システム等を導入する
- ・既に死因究明業務を行っている監察医務院や慈恵医大・杏林大の体制を参考とする
- ・種々のトラブルを想定し、感染症予防・事故予防・コンフリクトマネジメント等につなげる

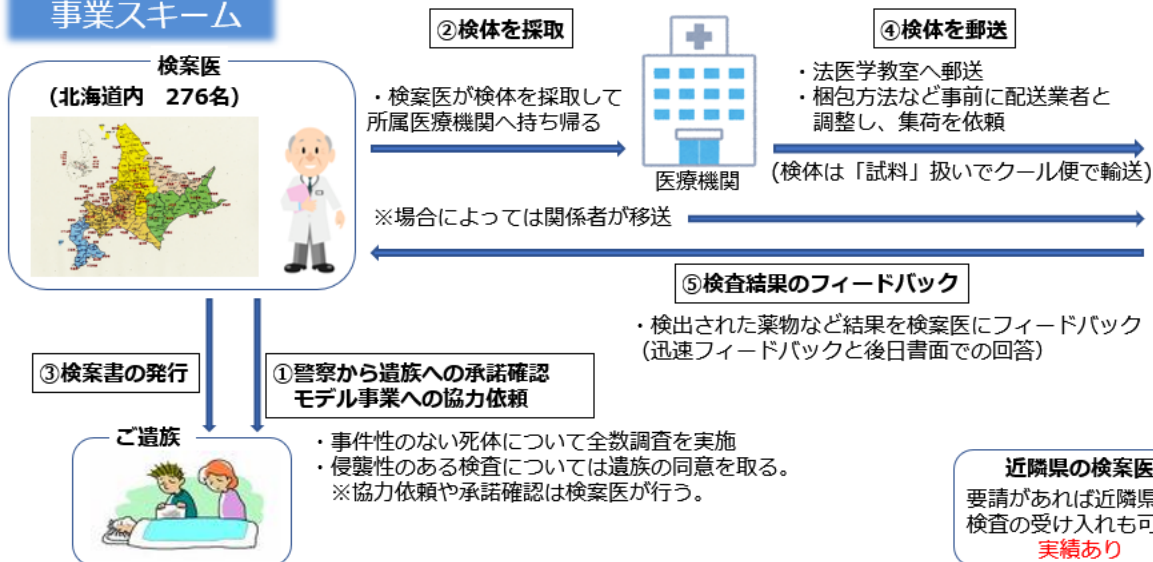


# 死因究明拠点整備モデル事業 令和6年度 旭川医科大学 実施結果について

## 実施体制

| 事業体制   | 人数 |
|--------|----|
| 医師     | 3  |
| 薬剤師    | 3  |
| 臨床検査技師 | 1  |
| 一般事務   | 5  |
| 検案体制   |    |
| 講座医師   | 3  |
| 協力検案医  | 11 |

## 事業スキーム



旭川医大法医学講座

**<拠点に求められる要件>**

- ★専門知識を有する教員がいる(複数)
- ★充実した分析装置・データベースが整備済である
- ★薬毒物検査の実績が豊富である

近隣県の検案医  
 要請があれば近隣県の  
 検査の受け入れも可能  
**実績あり**

特定の薬物・化合物について  
 全国的な検査の受け入れ  
**すでに事件関連薬物に関して全国的な検査の受け入れ実績あり**

## 実施方法

- ・警察官が検案時に遺族の同意を得て、同意書を取得後、検案医がオーダー票を記載
- ・検査項目はオーダー票にチェックする形式  
 【薬毒物(定性・定量)、アルコール、青酸、有機リン系農薬、パラコート、CO-Hb】
- ・血液、オーダー票、同意書を法医学講座が受け取り、検査を実施
- ・結果は口頭での迅速報告を行い、後日報告書を担当警察署と検案医にそれぞれ発行
- ・同意書において結果開示を希望した遺族には、別途郵送にて結果報告

まず旭川の2つの警察署の検案を事業の対象とした  
 11月の全道検視官会議で事業について紹介し、北海道内各方面の検案医11人に協力を依頼



↑協力検案医に送付した試料チューブ、保冷剤、封筒、発送伝票のセット  
 ←遺族の同意書(左)とオーダー票(右)